

## 検討テーマの論点整理

### [今回の検討項目]

#### **再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し**

- 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等

#### **スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）の緩和**

#### **スマートメータの普及促進に向けた電力メータ選定等に係る消費者の選択肢拡大**

#### **国産木材の利用促進**

- 大規模木造建築物に関する構造規制の緩和  
併せて、構造計算及び性能評価試験の試験方法を議論

#### **レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し（広域回収に関する廃棄物処理法の緩和）**

【グリーンイノベーション】

<p>規制改革事項</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し          - 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の          早期化・柔軟化等</p>
<p>規制の概要</p>	<p>地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない（温泉法第3条）。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない（第4条）。</li> <li>・ 「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」（昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知）</li> <li>・ 「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」（昭和49年自然保護局企画調整課長通知）</li> <li>・ 「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」（平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知）</li> </ul> <p>風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。</li> <li>・ 森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である（森林法施行規則第2条第3項）。</li> </ul>
<p>賛成の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべき。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されているという説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべき。</li> <li>● 自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべき。</li> <li>● 森林における風力発電の設置にあたっては、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要とすべきである。</li> </ul>
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地熱開発は自然公園の環境保全や温泉源に影響を及ぼすのではないか。</li> <li>● 風車は、自然公園の景観に影響を及ぼすとともに、騒音などの問題が生じるのではないか。</li> </ul>

【グリーンイノベーション】

<p>規制改革事項</p>	<p>スマートメータ（ ）の普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）の緩和  <small>ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。</small></p>
<p>規制の概要</p>	<p>PLCは光ファイバー・ADSL等の普及が困難な地域でも、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築できるが、現状においては、電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響から、電波法で屋内利用に限定されている。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、高速通信網の整備が不可欠である。PLCは導入費用が低くなるため、当該手段のひとつとして有力視されており、海外（欧米韓）においては、屋外利用が認められている。          我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを実現していくためには、海外でも認められているPLCの屋外利用を可能とすべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響にかかる検証が必要ではないか。</p>

【グリーンイノベーション】

<p>規制改革事項</p>	<p>スマートメータ（ ）の普及促進に向けた電力メータ選定等に係る消費者の選択肢拡大  <small>ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メータ。</small></p>
<p>規制の概要</p>	<p>電力会社の供給約款においては、電力メータの選定・所有・管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款については、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、インフラとなるスマートメータの各家庭への円滑な普及促進が課題である。          したがって、需要家の電力使用量などのデータ利用の在り方及び電力メータの選定・所有・管理の在り方などについて検討し、スマートメータの普及、需要家の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

【グリーンイノベーション】

規制改革事項	<p>国産木材の利用促進</p> <p>- 大規模木造建築物に関する構造規制の緩和</p>
規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延べ面積3,000㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。</li> <li>・ 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。</li> <li>・ 高齢者福祉施設、乳幼児施設(幼稚園・保育園)における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、児童福祉施設最低基準第32条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条)。</li> </ul>
賛成の意見	<p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000㎡以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院は準耐火構造による木造建築が認められているものの、乳幼児施設や高齢者施設の建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p>
慎重な意見	<p>耐火設計法や木質ハイブリッド構造を利用した建築が可能であり、規制を緩和することで安全性が損なわれるのではないかと懸念がある。</p>

【グリーンイノベーション】

規制改革事項	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の緩和。
規制の概要	<p>一般的な建築物にあつては構造計算により構造安全性を確認する必要があるが、特に、鉄筋コンクリート造（RC造）と木造の併用構造とする場合、例えば、1階をRC造とし2、3階を木造とする校舎等の計画において、軒高9m、高さ13mを超える場合等にあつては、一般的な構造計算に加え、偏心率、層間変形角、剛性率の計算（2次設計）が求められている。このとき、RC造と木造との併用構造の場合はRC造部分を含む剛性率の検討は通常は成立せず、このような計画は実質困難となっている。一方、延べ床面積が500平米以下の併用構造の建築物にあつては、関連告示により1階のRC造部分を除き剛性率の検討を行うことが規定されており、結果、住宅レベルの建築物は計画可能であるが、学校等の計画（地階をRC造とし1～3階を木造とする場合も同様の行政指導）は実質不可能な規定となっている。工学的には、500平米以下に限定する意味合いはないと考えられ、「500平米以下」の規定を削除し、当該建築物にあつては、「RC造部分を除いた剛性率の検討」としてよいとする緩和がなされるべきである。</p> <p>これにより木造校舎の建築が可能となり、国産材の利用推進にも資すると考える。</p>
賛成の意見	
慎重な意見	

【グリーンイノベーション】

規制改革事項	木造耐火構造に関する性能評価試験（大臣認定申請用）の試験方法の一部見直し。
規制の概要	耐火構造に係る性能評価試験の方法については「業務方法書」として整備され、指定試験機関による共有がなされている。例えば、木造の1時間耐火構造にあつては、1時間（60分間）の試験炉での加熱試験を行った後、試験体を試験炉に設置したまま、通常は加熱時間の3倍以上の時間の放置により、試験後の温度上昇の有無や試験体を構成する木材等の炭化の有無等を確認することとされている。これは、実際の火災時を想定した試験方法と推測するが、特に、外壁にあつては、通常は、火災終了（隣接する建築物等の火災時を含め）とともに、屋外側は外気にさらされることとなることから、上記の試験方法のような高温の余熱を蓄えた試験炉に設置したままでの一定時間の放置は過剰な評価となっていると考えられる。従つて、特に外壁の屋外側に関する性能評価試験にあつては、加熱終了後の一定時間の放置については、試験炉から外した（脱炉）状況により放置することとする合理的な見直しが見直されるべきである。
賛成の意見	
慎重な意見	



【グリーンイノベーション】

規制改革事項	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し（広域回収に関する廃棄物処理法の緩和）
規制の概要	<p>廃棄物処理法においては、廃棄物の収集・運搬・処分に関する事業の実施にあたって、一般廃棄物は市区町村、産業廃棄物は都道府県等の許可を取得しなければならない。広域的に回収を実施しようとする場合には、多数の自治体毎に事業の許可を取得することが必要となっている。また、廃棄物処理法の特例として設けられている広域認定制度については、特例の対象が製造事業者等による自社製品を回収する場合に限定されている。</p>
賛成の意見	<p>都市鉱山とは、国内に蓄積された製品等に含まれるレアメタル等を鉱山に見立てたものであり、我が国の都市鉱山の規模は世界有数の資源国に匹敵するとの試算がある。現在、レアメタル等の安定供給確保のためには、国産資源である「都市鉱山」のリサイクルに取り組むことが重要である。有望な都市鉱山としては、レアメタル等が高濃度に含有されている携帯電話や小型ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなどが考えられる。</p> <p>レアメタル等のリサイクルを推進する観点から、製造事業者のみならず、リサイクル事業者などが広域的に携帯電話や小型家電等の回収を行えるよう、廃棄物処理法の広域認定制度について、以下の見直しをするべきである。</p> <p>認定事業者は、他社製品も取り扱えるようにすること。</p> <p>一般廃棄物については、対象製品を限定されているが、レアメタルを含む製品を中心に拡充すること。</p> <p>認定事業者として、小型家電等のレアメタルを含む製品を広域に回収しようとするリサイクル事業者等も認めるようにすること。</p>
慎重な意見	<p>広域認定制度において、他者製品の回収ができることとなれば、業の許可の抜け道となり、不適正な処理を助長させることとなるのではないかとの懸念がある。</p>